

令和 7 年度 第 2 回 東区自治協議会 議事概要

開催日時	令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分
会場	東区プラザ ホール
出席者	<p>【委員】</p> <p>佐藤（敦）委員、木村委員、椎谷委員、関根委員、小嶋委員、長谷川（徳）委員、 稲田委員、佐藤（清）委員、松川委員、近藤委員、月岡委員、新井委員、 大野（裕）委員、佐藤（恵）委員、野口委員、長谷部委員、樋口委員、行田委員、 大野（誠）委員、津野委員、山田委員、吉田委員、倉田委員、塩原委員、生野委員</p> <p style="text-align: right;">計 25 名</p> <p>〔欠席：佐藤（美）委員、大澤委員、関塚委員、脇屋委員、長谷川（瑞）委員〕</p>
	<p>【事務局】</p> <p>（本庁） 加藤国際課係長、野口学校支援課主幹</p> <p>（区役所） 野本区長、岩浪副区長（総務課長）、枝並地域課長、金子区民生活課長、 星野健康福祉課長、今井建設課長、竹田石山出張所長、 澁谷東区教育支援センター所長、青柳中地区公民館長、 山の下・石山図書館長代理 太田主任、地域課職員</p>
1. 開会	<p>（佐藤会長）</p> <p>これより、令和 7 年度第 2 回東区自治協議会を開会します。はじめに、区長より一言 ごあいさつをお願いします。</p> <p>（野本区長）</p> <p>皆様、こんにちは。本日もご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>早いもので、5 月も残すところあと 1 日です。新潟市だけではありませんが、県内 6 月に入りますと出水期を迎えて、梅雨前線、台風などの豪雨によって、河川の氾濫また は土砂災害の危険性が高まります。各地域で、防災訓練、避難訓練など、いつ起こるか わからない災害に備えた取り組みに努められていると思いますが、地域の組織的な取り 組みはもちろんのこと、やはり各家庭、個人での備えも大切なことです。今年に入って から、各家庭に東区版の津波ハザードマップをお配りしました。皆様のお住まいがどう いった地域なのか、また避難所はどこなのかを今一度ご確認していただき、万が一の際 には正しい避難行動ができるよう、ぜひマップを活用していただければと思います。</p> <p>本日の自治協議会は、年度当初ということもあり、報告事項が多々あります。皆様方 から忌憚のないご意見頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。</p> <p>（事務局）</p> <p>引き続き、議事に入ります前に、事務局から報告と確認をさせていただきます。本日は 佐藤美代子委員、大澤委員から欠席の連絡をいただいておりますが、出席者数が「新潟 市区自治協議会条例第 9 条第 2 項」の規定に達していますので、本会議は成立していま</p>

す。また、報道関係者から取材の申出があった場合は許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それではそのようにさせていただきます。

ここで資料の確認をします。本日の資料は、次第、資料1-1から資料8-3となります。資料3から資料8-3については、皆様に事前送付させていただいた資料です。それ以外の資料は机上配布となっていますので、ご確認をお願いします。不足がございましたらお知らせください。

それでは、佐藤会長より議事進行をお願いします。

(佐藤会長)

この時期になりますと、蒸したり寒くなったりと、かなり温度の差が激しくなります。皆様も健康に十分留意していただいて、会議に参加をしていただければと思います。

それでは、議事を進行する前に、4月の全体会議で委員の皆様から一言ずついただきましたが、当日欠席をされました委員からもお願いしたいと思います。新井洋史委員、お願いします。

(新井委員自己紹介)

(佐藤会長)

ありがとうございました。

それでは、議事を進行したいと思います。はじめに2.自治協議会関連事項(1)各部会報告です。それでは、市民協働部門の第1部会から報告をお願いします。

(大野(誠)委員)

令和7年度第1回東区自治協議会第1部会は、令和7年4月24日木曜日午後2時50分から、東区プラザ講座室1にて行われました。出席者は記載のとおりです。

1.自己紹介

各委員より自己紹介を行いました。

2.部会長・副部会長の選出

互選により部会長は私、大野(誠)、副部会長に月岡委員を選出しました。

3.広報紙編集委員及び新潟市防災会議委員、国民保護協議会委員の選出

互選により、広報紙編集委員に木村委員、松川委員、佐藤(美)委員を選出、新潟市防災会議委員に野口委員を選出、国民保護協議会委員に月岡委員を選出しました。

4.第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について

事務局より、第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について説明がありました。

続いて、令和7年度第2回東区自治協議会第1部会は、令和7年5月9日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2にて行われました。出席者は記載のとおりです。

2.自治協議会関連事項
(1)各部会報告
・第1部会

<p>・第2部会</p>	<p>1.令和7年度自治協議会提案事業について</p> <p>(1)「東区民意識調査」についての共有 事務局から令和5年度に実施した「東区民意識調査」について説明がありました。</p> <p>(2)地域課題等についての協議 2グループに分かれ、第1部会の所管する分野に関する地域課題等について意見交換を行いました。主な意見としては、地域における防犯の取り組みとコミュニティ活動を連動して実施することができると思う。自転車を安全に運転するうえでのマナーを学び、ヘルメット着用の推進や新しいマナーを啓発することが大事だと思う。災害時の避難行動や避難指示の解除など発災時の行動に関するルールや基準を学ぶ機会があれば良いと思う。次回の部会では、防災や交通安全などを所管する関係部署からより詳しい話を聞き、現状を知ることが必要だと思う。といった意見が出ました。</p> <p>次回の開催日は、令和7年6月13日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2にて行います。</p> <p>(佐藤会長) ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、福祉・教育・文化部門の第2部会から報告をお願いします。</p> <p>(山田委員) 令和7年度第1回東区自治協議会第2部会は、令和7年4月24日木曜日午後2時50分から、東区プラザ音楽練習室1にて行われました。出席者は記載のとおりです。</p> <p>1.自己紹介 各委員より自己紹介を行いました。</p> <p>2.部会長・副部会長の選出 互選により部会長は私、山田、副部会長に関根委員を選出しました。</p> <p>3.広報紙編集委員及び東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員の選出 互選により、広報紙編集委員に佐藤（敦）委員、佐藤（恵）委員、近藤委員を選出、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員に樋口委員を選出しました。</p> <p>4.第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について 事務局より、第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について説明がありました。主な意見としては、1年間で実践を完結するのは難しいため、令和7年度は課題の絞り込みだけでなく、来年度にすぐ事業に着手できるように具体的な内容や実施スケジュール等を決めた方がよいのではないか。第2部会の所管分野における課題について情報収集する時間も必要ではないか。といった意見が出ました。 令和7年度の第2部会の開催予定日については、第2火曜日午後では参加が難しい委員がいるため、第2木曜日午後の開催に見直しをしてはどうか。といった意見</p>
--------------	---

がありました。第 2 回の部会は変更せず第 2 火曜日に開催し、6 月以降の開催を見直すこととしました。

続いて、令和 7 年度第 2 回東区自治協議会第 2 部会は、令和 7 年 5 月 13 日火曜日午後 2 時 30 分から、東区プラザ音楽練習室 2 にて行われました。出席者は記載のとおりです。

1. 令和 7 年度自治協議会提案事業について

(1) 「東区民意識調査」についての共有

事務局から令和 5 年度に実施した「東区民意識調査」について説明がありました。

(2) 地域課題等についての協議

2 グループに分かれ、第 2 部会の所管する分野に関する地域課題等について意見交換を行いました。主な意見としては、こどもと大人のつながり、居場所や交流の場がないため、集まれるような場があるとよい。自分たちの持っている技術を発表できる場所があれば、より力がつくのではないか。東区の文化の拠点や目玉となる場所があるとよい。こどもが文化芸術に携わる機会が少ないため、音楽や活字に関する発表の場、施設があるとよい。といった意見が出ました。

2. 令和 7 年度の第 2 部会の開催予定日について

6 月以降の第 2 部会開催予定日について、第 2 木曜日午後の開催とすることとしました。また、8 月は休会とすることとしました。

次の開催日は、令和 7 年 6 月 12 日木曜日午後 2 時 30 分から、東区プラザ音楽練習室 2 にて行います。

(佐藤会長)

ただいまの報告につきまして、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(月岡委員)

第 8 期からこども食堂を中心に取り組まれており、こどもの題材が続いています、福祉、高齢者も題材として検討していただきたいと思います。まして 4 人に 3 人ぐらいが高齢者になる予定です。認知症の予防など取り入れると、地域としては嬉しいのではないのでしょうか。

(山田委員)

第 8 期から 2 期にわたってこども食堂について取り組んできたため、第 10 期はこども食堂以外を考えています。ただ、こどもの居場所、高齢者の居場所というものが必要だなという意見もあり、お互いがつながれるような場所や仕組みを考えていきたいと思っています。

(佐藤会長)

そのほか、ご意見やご質問はいかがでしょうか。

(行田委員)

主な意見で「音楽や活字に関する発表」とありますが、活字の発表は習字のことでしょうか。今の時代は、コンピューターやスマホばかりで字が書けなくなっていると思うので、高齢者も含めてよいのではないかと思いました。

(佐藤会長)

そのほか、ご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、産業・環境部門の第3部会から報告をお願いします。

(行田委員)

・第3部会

令和7年度第1回東区自治協議会第3部会は、令和7年4月24日木曜日午後2時50分から、東区プラザ音楽練習室2にて行われました。出席者は記載のとおりです。

1.自己紹介

各委員より自己紹介を行いました。

2.部会長・副部会長の選出

互選により部会長は私、行田、副部会長に長谷川（瑞）委員を選出しました。

3.広報紙編集委員及び東区公共交通検討会議、地域公共交通に関する意見交換会委員の選出

互選により、広報紙編集委員に長谷川（徳）委員、長谷部委員、吉田委員を選出、東区公共交通検討会議、地域公共交通に関する意見交換会委員に行田委員、長谷川（瑞）委員、佐藤（清）委員を選出しました。

4.第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について

事務局より、第9期の部会活動紹介及び第10期の進め方について説明がありました。

続いて、令和7年度第2回東区自治協議会第3部会は、令和7年5月8日木曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2にて行われました。出席者は記載のとおりです。

1.令和7年度自治協議会提案事業について

(1)「東区民意識調査」についての共有

事務局から令和5年度に実施した「東区民意識調査」について説明がありました。

(2) 地域課題等についての協議

2 グループに分かれ、第3部会の所管する分野に関する地域課題等について意見交換を行いました。主な意見としては、自然が少なくなってきたため、緑を増やす取り組みができると良いのではないかと。公共交通の利便性が低い。特に区内を南北に結ぶバス路線が少ない。人口流出が課題。今住みやすいと思っているので、そこをどうアピールしていくかが、住む人を増やすために大事なのではないかと。空き家が増加しているので、上手く活用できると良いと思う。商業でも観光でも、市内に唯一ある空港を上手く活用できると良いのではないかと。といった意見が出ました。

<p>・ 広報紙編集部会</p>	<p>次回の開催日は、令和 7 年 6 月 12 日木曜日午前 10 時から、東区プラザ音楽練習室 2 にて行います。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、広報紙編集部会から報告をお願いします。</p> <p>(佐藤 (恵) 委員)</p> <p>先回、欠席委員が多く、部会長と副部会長を次回の会議で決定することになりましたので、私が代わりに報告します。</p> <p>令和 7 年度第 1 回東区自治協議会広報紙編集部会は、令和 7 年 5 月 12 日月曜日午後 2 時から、東区プラザ音楽練習室 2 にて行われました。出席者は記載のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和 7 年度の発行計画について <p>広報紙発行に係る目的や方針、編集委員の役割などについて、事務局より説明がありました。</p> 2. 次号の編集について <p>自治協かわらばん第 35 号の編集スケジュールについて事務局より説明があった後、掲載内容やレイアウトについて委員間で議論を行いました。主な意見として、全体会議中の様子がわかるような、全体を俯瞰するような形の写真を掲載するとよいと思う。前回のかかわらばん (34 号) のデザインと同様に、部会ごとのテーマカラーを設け、第 35 号でも配色すると、統一感があると思う。第 1 部会は青、第 2 部会は赤 (オレンジ)、第 3 部会を黄緑。昨年度に引き続き写真やイラストを多く使い、パッと見てわかりやすく、目を引くようなデザインがよいと思うという意見が出ました。</p> <p>次回の開催日は、令和 7 年 6 月 2 日月曜日午後 2 時から、東区役所会議室 A にて行います。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>続いて (2) 附属機関等委員の推薦についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>(2) 附属機関等委員の推薦</p>	<p>(事務局)</p> <p>資料 2 をご覧ください。新潟市の附属機関などから委員の推薦依頼があり、関連する部会から資料に記載のとおり、4 月の部会時に委員を選出していただきました。</p> <p>第 1 部会から、新潟市防災会議員として野口委員を、新潟市国民保護協議会委員として月岡委員を選出していただきました。国民保護協議会委員は、前期の任期が令和 6 年 9 月 1 日から令和 8 年の 8 月 31 日となっていて、前任も月岡委員を選出しています。引き続き月岡委員が選出されたことから、残任期をお願いするものとなります。</p>

第2部会からは、東区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の委員として、前期に引き続き樋口委員を選出していただきました。

第3部会からは、東区地域公共交通検討会議と東区地域公共交通に関する意見交換会の委員として、行田委員、長谷川瑞委員、佐藤清委員の3名を選出していただきました。

各委員の選出について本日の全体会議でご承認をいただくこととしていますので、よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、各部会から選出された委員を本自治協議会から推薦することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(佐藤会長)

それでは推薦された委員は、よろしく申し上げます。決定事項とします。

続いて3. 報告事項(1) 令和6年度東区組織目標についてです。野本区長からお願いいたします。

3. 報告事項

(野本区長)

(1) 令和6年度東区組織目標について

東区の組織目標についてご説明します。内容をご説明する前に、組織目標の位置付けについてです。新潟市では、成果志向の行政運営の確立、説明責任の徹底を図るため、部や区が毎年度、それぞれ組織目標を掲げて、その目標に基づいた管理を行っています。区の組織目標は、区長が組織の目的、目指す方向性を打ち出すことで、各所属がこの目標に向かって事業に取り組むとともに、組織力を強化するためのものです。各所属は、区の組織目標で示されました方針と重点目標を反映させて、組織目標管理シートを作成して、組織として同じ方向を向きながら、自ら設定した目標と自己評価によるPDCAサイクルを実施して、成果の最大化に取り組むこととしています。

それでは、令和6年度の東区組織目標の評価についてご説明します。資料3をご覧ください。令和6年度の東区の重点目標は、東区組織目標の欄に記載してあります、5項目でした。「重点目標1 ものづくりをはじめとする多様な産業の魅力を活用した産業観光の進展に向けた取り組み」については、民間事業者のほか、大学生、県立大学、金融機関、東区役所などの産学官金連携のもと、「東区オープンファクトリー」を開催しました。また、県立北高校、東新潟特別支援学校などと連携しまして、オープンファクトリーの見学ツアーを行うなど、多様な主体と連携しながら取り組み、東区の魅力発信に努めました。

「重点目標2 区民の防災意識の向上への取り組み」については、自治会、町内会などを対象に防災出前講座を開催しまして、災害に関する正しい知識の習得と、地域防災力の向上に努めました。また、津波発生時の予想時間などを記載しました、先ほども少しご紹介させていただきましたが、東区版津波ハザードマップを作成して全世帯へ配布を行い、発災時の正しい避難行動の周知啓発を行いました。

「重点目標 3 民生・児童委員などの連携強化による住民の福祉ニーズへの支援」については、民生委員のご協力のもと、75 歳以上の高齢者のみ世帯への見守り訪問により状況を把握して、介護保険や見守りなどの必要なサービスにつなげることで、地域で孤立せず、安心して暮らせるよう支援をしました。

「重点目標 4 い～てらす、わいわいひろば、こども創作活動館などの子育て支援施設の運営を通じ、子どもがいきいきと活動できる場、保護者の相談や交流の場として、安心して子育てができる環境の提供」については、各施設の運営とともに、各種講座を通じて子育て世代同士の交流を促進しながら、育児の不安感や孤独感の解消に努めました。また、情報誌「ままっぷ」の発行や、東区こども文化祭、子育て 3 施設をめぐるスタンプラリーを開催して、子育て支援施設の周知を行いました。

「重点目標 5 良好な住環境の創出につなげていくため、市民の憩いの場やレクリエーションの場である公園など、地域のニーズを反映しリニューアルしていくこと」については、新栗の木緑地のリニューアル事業として、遊具や照明灯、フェンスを設置し、整備を進めました。

以上が、令和 6 年度東区組織目標の評価になります。詳細については、A3 サイズの資料に記載のとおりです。多くの取り組みが、地域の皆様や関係機関、民間企業などとの連携により実施され、達成されたものです。

(佐藤会長)

ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続いて(2)令和 7 年度東区組織目標についてです。こちら野本区長からお願いします。

(野本区長)

(2) 令和 7 年度東区組織目標について

令和 7 年度の東区組織目標についてご説明します。資料 4 をご覧ください。

まず、組織の目的・方向性は、「産業と多様な魅力が調和し、心豊かに暮らせるまち」の実現です。資料には、このあとご説明します、東区の重点目標に関連する新潟市総合計画 2030 における政策指標を記載しています。指標は、地域団体、民間事業者、学校など多様な主体との協働数。2 つ目が将来負担比率。3 つ目が日ごろから災害に対する備えをしている市民の割合。4 つ目が健康寿命(日常生活に制限のない期間の平均)。5 つ目が身近な公園について、安心・安全で快適に利用できると思う市民の割合となっています。表欄外の説明にもありますように、各分野の政策指標を新潟市役所全体で共有して、組織横断で目標達成に向け取り組むこととしています。

東区の組織目標についてです。新潟市総合計画及び東区ビジョンまちづくり計画に基づきまして、東区の将来像とする「産業と多様な魅力が調和し、心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて取り組みます。この方針の下、次の 6 つの目標に重点的に取り組みます。

重点目標 1 については、ものづくりをはじめとする多様な産業の魅力を活用して、観光や教育に結び付けていく「産業観光」の進展に向けて、多様な主体と連携しながら取

り組みます。

重点目標 2 については、公共施設に対するニーズの変化が生じる中、施設の利活用も含め、地域住民などと連携しながら検討して、施設の最適化に努めます。

重点目標 3 については、地域と連携しながら、区民のさらなる防災意識の向上を図ります。

重点目標 4 については、高齢者を対象に関係機関との連携による福祉ニーズに即した支援を推進していきます。世帯への訪問を行い、必要なサービスにつなげます。

重点目標 5 については、子育て支援施設の活用による、安心して子育てができる環境を提供します。

重点目標 6 については、市民の憩いの場やレクリエーションの場となる公園・広場を、地域のニーズを踏まえながらリニューアルを行います。具体的には、A3 サイズの資料に記載していますので、後ほどご確認ください。

重点目標 1 と 2 は地域課、目標 3 は総務課、目標 4 と 5 は健康福祉課、目標 6 は建設課が担当です。いずれの所属も、各事業において目標数値を掲げて、地域の皆様や関係機関、民間企業など多くの方々と連携により、効果的な取り組みを進めます。引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

(佐藤会長)

ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(行田委員)

重点目標 2 の公共施設のニーズの変化と重点目標 3 の防災の意識向上について、防災につながる公共の施設を作られた方がよいのではないかと思います。地域の公共施設として利用するだけでなく、防災にも使えるとコストパフォーマンスよいと思うため、考えていただきたいと思います。

(野本区長)

地域の皆様の意見を聞きながら、東区以外でもすでに公共施設のいわゆる集約化が進められていますが、やはり地域から出てくるお言葉としては、セットで避難所というのは必ず出ています。皆様の意見を聞きながら、どういった機能が必要なのかという点は十分に検討した上で進めていきますので、その際にはご意見等いただければと思います。

(佐藤会長)

そのほか、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(吉田委員)

重点目標 5 について、い〜てらす、こども創作活動館、わいわいひろばの利用者 20 万人が令和 7 年度目標指標となっていますが、い〜てらすを利用したいと思っても駐車場が満車で利用できないというご家庭があると思います。山の下みなどランドさんも同じことが言えていると思います。目標指標 20 万人という設定が、多ければいいというものではないと思いますし、平日は駐車場の空きがあると思うので、そこをどのように利

用していけばいいのかというところがあるのではないのでしょうか。もし考えていただけるなら、駐車場問題は解決されると、区民がより喜んで利用できますし、施設の運用もやりやすくなるのではないかと思います。

(野本区長)

特に寺山公園は非常に駐車場が少なく、土日やゴールデンウィークも路上駐車が非常に多くあることは認識しています。寺山公園については、今年度は今ある敷地内で少しレイアウトを変えて駐車台数を増やす工事を計画しています。台数が劇的に増える計画ではありませんが、数十台程度は増やしたいなと思っています。また、路上駐車をしないように、東総合体育館への誘導なども合わせながらやっていきたいと考えています。

山の下みなとランドもイベントがあつたりすると、駐車場が足りなくなる状況です。現在の取り組みとしては、民間の空き地をイベントの際は借りて臨時駐車場にするなどの対応をしていますが、どのようなやり方がよいかは、区内でも検討していきたいと思っています。

(佐藤会長)

そのほか、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(樋口委員)

令和6年度と令和7年度を比べて、関連する総合計画政策指数の欄が5つに増えています。その2つ目の「将来負担比率」について、教えていただきたいと思っています。

(野本区長)

将来的な税負担といいますか、いわゆる借金の占める割合を減らしていこうという指標です。例えば公共施設を見直しして、効率化することによって経費が浮きます。また、その空いた土地については貸し付けや売却することで、歳入の確保につながります。そうすることによって、将来的な借金の割合を減らしていこうという指標になっています。ホームページに資料を公表する際には、できるだけわかりやすいよう補足させていただきます。

(佐藤会長)

そのほか、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

この組織目標、次の項目の実施計画については、大事な柱であり、今東区が何をしようとしているのかという大事なところなんです。この会議に拘らず、資料を常に近くに置いておいて、東区の取り組みについてご理解をお願いしたいと思います。

特にご意見がなければ次に進みますが、よろしいでしょうか。

続いて(3)東区区ビジョンまちづくり計画第1次実施計画の事業評価についてです。枝並地域課長からお願いします。

<p>(3) 東区 区ビジョン まちづくり 計画第1次 実施計画の 事業評価</p>	<p>(枝並地域課長)</p> <p>資料5をご覧ください。令和5年度から令和12年度までの8年間における、区のまちづくり方針をまとめた「東区区ビジョンまちづくり計画」の中で、令和5年、令和6年度の2年間で重点的に取り組む事業をまとめたのが、第1次実施計画です。令和6年度実施事業分の第1次計画について評価を行いましたので、ご報告します。</p> <p>資料の表紙左側の全体と記載されている表をご覧ください。計画通りや計画以上に実施できた100%以上の場合は、評価A(計画通り達成)となります。計画の80%以上100%未満の実施ができた場合は評価B(概ね達成)、80%未満の場合は評価C(未達成)という指標で評価をしています。令和6年度は全体99事業のうち、評価A(計画通り達成)が82事業、評価B(概ね達成)が16事業、評価C(未達成)は1事業でした。</p> <p>右側の表は、目指す区のすがた別の表です。この表の欄外に、米印で事業数については再掲を含むと記載していますが、全体及び目指す区のすがた別とも、記載の事業数は再掲を含む99事業となっています。</p> <p>資料の2枚目以降は、それぞれの目指す区の姿にぶら下がる事業の名称や概要、評価及び今後の方向性について記載しています。評価A(計画通り達成)、評価B(概ね達成)の事業については説明を省略させていただきますが、評価C(未達成)の事業についてご説明します。</p> <p>評価C(未達成)は1事業です。資料3ページをご覧ください。</p> <p>事業No.14「海水浴場の管理」です。地域課の所管ですので、私からご説明します。この事業は、令和5年度も同様の理由で未達成の報告をさせていただきました。数値目標を「海水浴客入込数」としておりまして、コロナ前3カ年の平均である2万3,000人を目標としておりましたが、開設当初から天候不良の日が多かったため、7月の入込客数は大幅に減少しまして、入込数が目標の48%である約1万1,000人であったため、評価としては未達成となりました。このあとご報告する第2次実施計画では、数値目標の見直しを行いまして、安全な管理面に軸足を置いて取り組んでまいりたいと思っています。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>続いて(4)東区区ビジョンまちづくり計画第2次実施計画についてです。こちらも枝並地域課長からお願いします。</p>
<p>(4) 東区 区ビジョン まちづくり 計画第2次 実施計画</p>	<p>(枝並地域課長)</p> <p>資料6をご覧ください。「東区区ビジョンまちづくり計画第2次実施計画」です。こちらは東区区ビジョン基本方針に基づき、令和7年度及び令和8年度の2年間に取り組む事業をまとめたものになります。東区区ビジョン基本方針の策定に当たっては、人口減少、少子高齢化において、東区の特徴を生かしながら持続可能なまちづくりを行い、区民の皆さんが安心して暮らしていけるという思いを込めて、区の将来像を、「産業と多様な魅力が調和し心豊かに暮らせるまち」としています。</p>

次のページをご覧ください。目次となっています。今ほどご説明しました区の将来像を実現するために、4つの目指す区の姿と、達成するための施策の方向を示しています。

資料の1ページ目をご覧ください。こちらは区ビジョンまちづくり計画の概要です。右側に記載の第2次実施計画がこの計画となり、第1次実施計画の評価を先ほど説明させていただきました。

資料の2ページ目をご覧ください。一番上に「目指す区の姿Ⅰ活力ある産業と地域の魅力を活かしてにぎわうまち」とありますが、ここから目指す区の姿を達成するために示しました施策の方向に基づき、具体的に取り組んでいく事業を記載しています。それぞれ事業名、事業概要、事業内容を記載しておりますが、個々の事業については、説明を省略させていただきます。

第1次実施計画でも数値目標を立てることができる事業は、数値目標を立てて評価していましたが、委員の皆様へ報告する一覧表には記載していませんでした。第2次実施計画からは、評価報告の際によりわかりやすいよう、数値目標を立てられる事業は数値目標をカッコ書きで記載するよう変更しました。

東区では、これらの事業を通じて、区民の皆様をはじめ多くの方々と一緒にまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。引き続きご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(佐藤会長)

ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(行田委員)

海水浴場の管理について、東区であまり海水浴場に行っていないのですが、東区の海水浴場というと、波の出るプールの後ろあたりのことでしょうか。あまり天気で左右されるものを数値目標にしてもしょうがないかなと思いましたが、第2次実施計画では見直されたのですね。

(枝並地域課長)

入込客数よりは事故なく安全に実施するという事で、管理のほうに軸足を置いて取り組んでいきたいと思えます。

(佐藤会長)

そのほか、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

多岐に渡っていますので、また自宅に戻ってからよく見ていただき、常にその動きをお互いに理解をしながら進めてもらいたいと思えます。

続いて(5)新潟市多文化共生基本指針について、国際課加藤係長からお願いします。

<p>(5) 新潟市多文化共生基本方針について</p>	<p>(加藤国際課係長)</p> <p>国際課の加藤です。本日はお時間をいただき、ありがとうございます。今年3月に策定しました「新潟市多文化共生基本方針」についてご報告します。お手元には、資料7-1(概要版)、資料7-2(全体版)をお配りしていますが、本日は概要版でご説明します。全体版については、後ほどお読みいただければ幸いです。</p> <p>それでは、資料7-1をご覧ください。「1.策定の趣旨」についてです。わが国における外国人数は、令和6年6月末で約358万人と、過去最高を更新しまして、本市におきましても、外国人数は令和6年12月末時点で7,119人と、過去最高を更新しました。東区では、令和7年3月末時点の外国人数は1,098人で、令和6年3月末が985人でしたので、1年間で113人増加しています。本市の総人口に対する外国人数の割合については約1%と、政令市等の他都市に比べて高くはありませんが、今後も国の状況等を鑑みますと、増加していくことが予想されます。</p> <p>外国人と共生に係る課題も多様化・複雑化していきまして、共生に向けた意識の共有と体制の整備が急務となっていることから、本市の多文化共生の目指すべき姿及び実現に向けた取り組みの方向性を示すものとして、「新潟市多文化共生基本方針」を策定しました。</p> <p>続いて「2.基本理念(目指すべき姿)」についてです。新潟市総合計画2030の重点戦略6「誰もが個性と能力を發揮しながら心豊かに暮らせる社会の実現」を、本市の多文化共生の目指すべき姿としてとらえ直した場合、「誰もが」は「①日本人も外国人も」とし、すべての市民が互いの国籍や言語、文化的背景などの違いを認め、理解し受け入れ、それぞれの個性を發揮できる環境で、地域社会の一員であることを目指しています。「個性と能力を發揮しながら」は、「②言語や文化の違いにとらわれずに自らの持っている個性と能力を發揮できる環境がある」とし、ここで重視しているのは、言葉や文化の違いによる軋轢を生まない仕組みづくりとして、外国人への日本語教育と、日本人にはやさしい日本語の普及啓発といった、コミュニケーションを取るための取り組みと、互いの文化を理解し合うことで、衝突を未然に防ぐ関係づくりです。「心豊かに暮らせる」は、「③言語や文化の違いを理解し合い、広い視野と豊かな交流が生まれる」としました。例えば、外国人が地域で開催されるイベントに参加することをきっかけに、地域や文化を知り日常的に交流することで、地域とのつながりが生まれます。災害時においても地域社会の構成員としての役割が期待できるといった、交流からもたらされる可能性についても記載しています。</p> <p>「3.推進の方向性としての2つの視点」についてです。外国人との共生社会の実現に向けて、外国人への取り組み、日本人への取り組みの両輪が必要だと考えています。資料はそれぞれの取り組みの例を記載し、関係性を図に示しています。外国人へは日本語教育の環境整備、相談窓口の充実、多言語での情報発信など、日本人へはやさしい日本語の普及啓発、職員、市民、企業などを対象とした意識啓発、外国人と地域住民との交流の機会の創出などが取り組み例として考えられます。日本人・外国人がそれぞれ取り組むことで、お互いに歩み寄り、相互理解が生まれ、本市が目指す外国人との共生社会の実現につながると考えます。</p> <p>「4.施策展開の4つの重点事項」は、「分野1 コミュニケーション支援」では、日本語</p>
-----------------------------	---

教育の機会の提供や、やさしい日本語の普及啓発を行い、双方向の円滑なコミュニケーションを目指しています。「分野 2 情報発信と相談体制」では、やさしい日本語や多言語での情報発信を推進するとともに、外国人の身近な困りごとに関する相談窓口の対応強化などを図っていきます。「分野 3 ライフステージに応じた支援」では、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージに応じて、就学や就労などの必要とされる支援が適切に受けられるよう対応していきます。「分野 4 共生社会の基盤整備」では、地域や企業、学校など関係機関と連携しながら、生活、労働、学習環境の整備を推進し、共生社会の実現に向けた意識を醸成します。

現在、外国人との共生社会の実現に向け、国も各省庁が連携して取り組んでいます。本市においても市役所全体で対応できるよう現在準備しているところであり、その第一歩としてこの理念となる基本方針を策定しました。

簡単ですが、説明は以上となります。皆様におかれましては、恐れ入りますが、それぞれの選出母体やご関係の皆様へ情報共有をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(佐藤会長)

ただいまの報告について、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(小嶋委員)

素晴らしい内容だと思いますが、基本方針は 2025 年度からとなっています。具体的な対応は決まっていますでしょうか。

(行田委員)

町内の周辺では、東南アジア系の人が多いのかなという印象がありますが、特に東区ではどこの国の人たち多いのか教えていただきたいです。宗教、言葉の問題もありますし、それによって対応が変わってくるかなと思います。今後どのように動くかわかりませんが、現状について教えていただけたらと思います。

(加藤国際課係長)

まず 1 つ目のご質問についてです。この基本方針については、2025 (令和 7 年) 年度から 2030 (令和 12) 年度までの期間としています。ただいま「多文化共生推進アクションプラン」を庁内で検討し、作成に取り掛かっているところです。アクションプランについては、第 1 期が令和 7 年度から令和 9 年度、残りの令和 10 年度から令和 12 年度が第 2 期となっています。先ほど説明した 4 つの重点事項に基づいて、庁内すべての組織をワーキンググループに取り込み、その中で各所属が外国人対応についてどのようなことがこれから必要になってくるかということをもさに検討を行っていました。検討はまもなく終わり、アクションプランを策定する予定です。具体的にどのような課題があって、どのようなことを取り組んでいけばいいかということについては、これから策定するアクションプランに盛り込んでいきたいと考えています。

(小嶋委員)

新潟市は、まだほかのところに比べると少ない状況ですが、確実に外国人の方が増えています。4月に、地域のアパートに語学留学でスリランカの方が3名入居しました。ごみカレンダーを作成しお渡ししていますが、日本語のためわかりませんので、違反ごみがかかり出ました。外国人が市に転入してきた場合、アパートに入居することが最初だと思います。そこで、どこの国から来たなどの情報を最低限把握し、早急にフォローを実施していかないといけないと思います。例えば、アパートに入居する情報は、当然ながら地域住民にはわかりません。不動産会社と連携して、外国人が入居したら、その区の担当者に連絡をして対応する流れにしないと間に合わないのではないのでしょうか。

(加藤国際課係長)

アクションプランについては現在作成中ですが、具体的な取り組みについては、今すぐ進めなければいけない部分もたくさんあると思います。外国人の方が転入されたときに、国際交流協会の方でつくっている「おまとめ袋」をお渡ししています。「おまとめ袋」は、生活に役立つ情報、これから暮らしていくにあたって必要な情報を入れた袋です。ご指摘のように、やはり一回住んでしまわれると、なかなか外国人の方と行政でコンタクトする機会がなかなかないものでして、ルールとか、例えば今おっしゃられたごみ出しとか、それから騒音とか、いろんな文化の違いでマナーが違ったりする部分があって、それがひいては地域とのトラブルにつながりかねない部分がありますので、日本で暮らすときにはこういうルールを守らなければいけないというようなルールブックを、転入の際にお配りできる、多言語に対応したルールブックを今年度作成するべく準備を進めているところです。これはアクションプランの策定にかかわらず、具体的な取り組みとして進める予定です。それ以外でも、早急にアクションプランをつくらなくてもすぐに取り組みができるようなものについては、検討してできるものからすぐに進めていきたいと考えています。

(小嶋委員)

中央区には、外国人の労働者の受け入れをしている窓口があった認識です。その窓口とも連携をして、事業所、区でタイアップしてやっていくのも一つの方法かなと思いました。

(加藤国際課係長)

いわゆる特定技能という資格で外国から来られている方につきましては、どこの会社にどなたがいらっしゃるかって、どれくらいいらっしゃるかという情報を市は持っていません。入管庁から情報をいただけないため、どこの会社にいらっしゃるかを市で把握できず、コンタクトが難しかったのですが、この度、法律の改正があり、特定技能の労働者を受け入れる機関について、居住する市町村に「多文化共生施策に関して協力します」という、「協力確認書」というものを提出することとなり、国際課に次々と提出され、企業とコンタクトが取れるようになりました。ガイドブックであるとか、一般的なお協力いただきたい内容につきましては、そういう協力機関を通して情報提供させていただ

て、所属する従業員の方に直接伝わるように、これから取り組んでいきたいと考えています。

2 つ目のご質問についてです。東区の国籍別の資料を本日持参していませんが、お配りした資料 7-2 の 4 ページ目に市全体の国籍別の傾向を記載しています。中国、ベトナム、韓国、ネパール、フィリピンが、今上位 5 か国となっています。東南アジア、特にベトナムをご覧いただくと、平成 25 年の段階で 116 人だったのが、令和 6 年 12 月の段階では 1,138 人と急激に増えています。韓国は少し減少しているのですが、ネパールも 105 人から 633 人増えています。東南アジアの方が、今までのように英語で情報発信、コミュニケーションがとればよいというところではなく、英語だけでは多言語の対応が難しい課題があります。宗教、文化の違いという部分もありますので、皆様にご理解いただいて、その上で文化、習慣を尊重できるような仕組みを啓発できるかというところも、課題と考えています。

(佐藤会長)

そのほか、何かご意見やご質問はいかがでしょうか。

(月岡委員)

外国人の方の受け入れ先企業や学校に、日本の風土、マナーの説明を義務付け、もしくは強く要請するようなことはできないのでしょうか。そうしていただけると、地域との軋轢もなくなると思います。

(加藤国際課係長)

義務付け、強く要請はなかなか難しいところですが、そういった方とどうやってコミュニケーション、コンタクトを取って、こちらがお伝えしたいことを伝えるのかは、課題だと思っています。学校、企業、いろいろな形で重複する情報もあったりするかもしれませんが、日本で生活するということは、こういうルール守らなきゃいけないということは、粘り強くお伝えしていくしかないのかなと思っています。

(佐藤会長)

そのほかにご意見いかがでしょうか。

昔は外国人の方はほんの少ししかいなかったような気がするのですが、私自身も自治会長をしていて、近年増えてきたと実感しています。現場では意思疎通ができない部分が様々な場面で出てきていて、生活習慣等も急に解決できない部分も多々あるかとは思いますが、お互いに認め合いながら何とかうまくやっていきたいなと思っています。

続いて (6) 令和 7 年度教育委員会主な事業について、東区教育支援センター澁谷東区教育支援センター所長からお願いします。

<p>(6) 令和7年度 教育委員会の主な事業について</p>	<p>(澁谷東区教育支援センター所長)</p> <p>令和7年度教育委員会の主な事業について説明します。資料8-1をご覧ください。このページが「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」の概要になります。これが全体像になりますので、A3サイズの資料もお配りしています。どちらかをご覧になりながらお聞きください。</p> <p>コンセプトとして、「生まれてから一生涯を見通した幅広い視点で新潟市民の生活が心身ともに豊かになる教育」「誰一人取り残さない、一人一人の可能性を引き出す教育」の2つを掲げて、本市の教育が目指す人間像、「しなやかに世界と未来を創る人」を実現するための施策を展開していきます。</p> <p>この教育施策を展開する上で、基本的な方針を次の4つにまとめています。「基本方針Ⅰ 生涯を通じて学び、夢や希望に向かって挑戦し続ける人づくり」、「基本方針Ⅱ 豊かな人間性と高い志をもち、協働しながら新たな価値を創造する人づくり」、「基本方針Ⅲ 地域との絆を深め、郷土に誇りと愛着をもって社会に貢献する人づくり」、「基本方針Ⅳ 多様な学びを支える教育環境の整備・充実」、令和7年度の施策は以上4つの基本方針に基づいて展開していきます。</p> <p>続いて、それぞれの基本方針に基づく、令和7年度の主な事業について説明します。資料8-2をご覧ください。基本方針Ⅰの事業は4つです。1つ目は、生涯学習推進事業です。生涯学習ボランティアを育成し、その知識や成果を地域における教育活動に生かすため、ボランティアバンクの設置や自主企画講座の実施などを通じて、活動機会の充実を支援します。また、講師紹介ガイドを活用し、講師人材に関する学習情報を提供します。</p> <p>2つ目は、「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善の推進です。個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実が実現できるよう、授業改善のための方向性の提示、研修の企画、実践例の紹介などの支援を行います。</p> <p>3つ目は、中学校の全員給食化です。市内の全生徒に温かく栄養バランスの良い食事を提供することを目的に、中学校スクールランチを食缶方式による全員給食に切り替えます。学校給食においては、米飯を基本とし、地域の食材を使った栄養バランスの良い献立づくりを進めます。4月から7月にかけて食器・食缶・コンテナなどの整備を行い、夏休み明けからの提供を予定しているところです。</p> <p>4つ目は、学校給食費の公会計化です。学校給食費の徴収管理を、学校に代わり市が実施します。公会計化の導入により、給食費徴収や督促などの事務に係る教職員の業務負担が軽減します。また、学校指定の金融機関の口座開設も不要となります。保護者の利便性の向上、徴収管理事務の効率化、透明性の向上などのメリットが期待できるところです。</p> <p>続いて、基本方針Ⅱの4つの事業です。1つ目は不登校対策事業です。自分の学級に入りづらい児童生徒の学校内の居場所となり、不登校を未然に防止するスペシャルサポートルームの設置促進とともに、不登校に対する専門的サポートが可能なスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制拡充を行い、不登校傾向の児童生徒の学びを保障するための居場所づくりや、安心して過ごせるための環境づくりを推進します。</p> <p>2つ目は、子ども・学校サポーター配置事業です。これまで通常学級における特別な</p>
---------------------------------	--

教育的支援を必要とする児童にきめ細やかな学習支援、自立支援を行うために、希望する小学校に子どもサポーターとして退職教員を派遣してきましたが、今回特別支援学級も対象に加え、新たに担任や養護教諭の負担軽減につながるよう、出張・休暇取得等の際にも学校サポーターとして退職教員の派遣を行い、個別の教育支援計画に沿った質の高い支援を行います。

3つ目は、公立夜間中学校の設置準備です。令和6年度に実施したニーズ調査の結果を踏まえ、義務教育を修了していない方や外国籍の方などに対して義務教育を受ける機会を実質的に確保するため、令和9年度の公立夜間中学校の開設に向けて準備を進めております。具体的には、有識者会議の開催やパブリックコメントを実施するなど、市民の皆様から意見を収集するとともにシンポジウムを開催し、夜間中学校の周知啓発を行います。

4つ目は、読書バリアフリー推進事業です。昨年度策定した新潟市読書バリアフリー推進計画に基づき、対面朗読や音訳資料データを提供するなど、活字での学習や読書に困難を抱える市民一人一人のニーズに応じるため、バリアフリーの視点で読書環境を整備し支援に取り組みます。

基本方針Ⅲの事業は2つです。資料8-3をご覧ください。1つ目は、中学生のための地域クラブ活動支援事業です。現在も、スポーツ団体や文化芸術団体、地域の指導者による中学生のための地域運動活動、文化活動の整備を進めているところですが、令和7年度も引き続き各実施団体がスムーズな立ち上がりができるよう、指導者の謝金や資質向上のための研修費の補助を行っています。5月16日に国の部活動改革に関する実行会議が実施され、最終取りまとめが公表されました。地域クラブ活動における費用負担のあり方として、国が受益者負担の水準となる金額の目安を示し、地方公共団体が受益者負担と公的負担とのバランスを検討することが必要との提言がありました。現在新潟市は、会費や保険料、移動にかかる費用は自己負担としています。今後の国の動向を注視していきたいと思えます。

2つ目は、地域とともにある学校づくり推進事業です。引き続き学校運営協議会委員を対象とした研修を実施するほか、研修対象を地域連携担当教員にも拡大し、教員の意識向上を図るなど、学校運営協議会の内実をさらに高め、コミュニティスクールと地域と学校パートナーシップ事業を一体的に推進していきます。

最後に、基本方針Ⅳの5つの事業です。1つ目は、公立幼稚園の教育環境の充実です。令和6年度に2つの園で預かり保育をモデル実施しましたが、今年度は秋葉区の新津第一幼稚園、新津第三幼稚園、結幼稚園でも実施します。保護者の生活スタイルやニーズに合わせ、公立幼稚園における教育環境の整備を行うことにより、幼児教育の質の向上を図り、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう取り組みを推進します。

2つ目は、教員業務支援員配置事業です。昨年度、教員業務支援員をすべての小学校、中学校、特別支援学校に配置しましたが、今年度はさらに複数配置校を増やします。引き続き教員の負担軽減を図るとともに、児童生徒への指導や教材研究などに注力できる体制を構築することを通して、教員の働き方改革を推進していきます。

3つ目は、教頭マネジメント支援員配置事業です。教頭職の多忙化を解消するため、教頭マネジメント支援員を配置していますが、今年度は配置校を増やします。今後も教

頭の厳しい勤務実態を踏まえ、学校マネジメントなどに係る業務を支援する人材を配置し、多忙化解消に努めます。

4 つ目は、空調設備整備事業です。近年の厳しい気象条件に対応し、良好な教育環境を確保するため、既存空調設備の更新に合わせて特別教室へ空調設置を進めると同時に、給食調理室を含めた特別教室への空調設備については、令和 9 年度までに完了させるため、集中的に整備を進めます。

5 つ目は、坂井輪中学校改築事業です。昨年 1 月 1 日の能登半島地震により被災した坂井輪中学校の改築を引き続き進めていきます。今後、南校舎の建て替えに合わせ、北校舎、体育館等を含めた全体的な改築を進めるため、令和 7 年度に地質調査及び測量を行い、令和 7 年度、令和 8 年度で継続的に基本実施設計を行います。

以上で説明を終わりますが、お手元にアンケート用紙をお配りしています。本日の説明内容、教育委員会の主な事業についてご意見ご質問がありましたら、ぜひそちらにご記入いただきたいと思います。いただいた質問については、担当課に伝え、後日回答をお伝えしたいと思います。

(佐藤会長)

委員の皆様にお願ひです。教育の関係にかなり質問があるかと思いますが、時間の関係上、質問等につきましてはアンケートの利用、また個別な学校の部分につきましては、1 階にあります教育支援センターに直接お話をいただきたいと思います。どうしてもこの部分だけとはいう、骨太のところについては、この場で 1 名だけ質問をお受けしたいと思ひます。

(塩原委員)

私は学校支援ボランティアで、今も現場にときどき入っています。学校の現状ですが、とにかくまず不登校対策だと思ひます。学校に来ない子たちだけではなくて、学校に来ても教室に入れないう子、保健室登校の子がたくさんいます。そういう面では、その子たちのための居場所は必要だと思ひますが、スクールカウンセラー、ソーシャルワークは週に 1 回ではなく、常駐が必要だと思ひています。また、学校支援ボランティアで地域の人たちに入ってもらふことも可能ではないかと思ひています。

関連して、その学校サポートについて、今年度から市で予算化してくださるといふ話は聞いていますが、いかがでしょうか。市から学校支援ボランティアについての公的な支援をぜひお願ひしたいと思ひています。学校は本当に今手が足りません。そしてそういう手を求めていますので、市から強いバックアップをいただきたいと思います。

もう 1 点ですが、夜間中学はぜひ実現していただきたいと思います。先ほど話があつた外国の方たち、それから不登校の子どもたち、そういう学びの場が必要だと思ひています。新発田は、すでに夜間中学に動いています。政令指定都市である新潟市に夜間中学がないといふことは、非常に残念なことだと思ひています。ぜひ、これは実現していただきたいなと思ひています。

4. 事務連絡	<p>(澁谷東区教育支援センター所長)</p> <p>特に不登校のことについてですが、スペシャルサポートルームというものを令和6年度から各学校に設置しています。令和6年度は、小学校105校のうち60校にスペシャルサポートルームを設置しました。ご指摘いただきました、学校には来られるけど教室に入れないこどもの居場所として、それを設置しているところです。令和7年度はそれを60校から80校に増やす予定です。目標としては、令和10年度以降は全ての小学校にスペシャルサポートルームを設置、毎日開設できることを目標に取り組んでいるところです。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>それでは最後に4. 事務連絡です。事務局からお願いします。</p> <p>(事務局)</p> <p>事務連絡です。</p> <p>次回の全体会議は、令和7年6月26日木曜日午後2時から、こちら東区プラザホールで行います。</p> <p>次に、各部会です。第1部会は6月13日金曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2で行います。第2部会は6月12日木曜日午後2時30分から、東区プラザ音楽練習室2、第3部会は同じく6月12日木曜日午前10時から、東区プラザ音楽練習室2、広報紙編集部会は6月2日月曜日午後2時から、東区役所会議室Aで開催します。</p> <p>(佐藤会長)</p> <p>これで予定されていた議題はすべて終わりました。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回東区自治協議会を閉会します。</p>
傍聴者	0名
報道機関	1社